

持続的な街の熟成と発展に向けた100年ビジョンを達成するために

タウンデザイン・ガイドライン Rulebook

●はじめに

本地区では、『Fujisawa SST』の目指す街・タウンの実現に向けて、『Fujisawa サステイナブル・スマートタウン地区地区 計画』と『Fujisawa サステイナブル・スマートタウン景観形成地区』に加えて、<u>『タウンルール』</u>を定めています。

建築物、工作物の新築、改築、増築等にあたっては、Fujisawa SST自治会『Fujisawa SSTコミッティ』

(運営委託先Fujisawa SSTマネジメント株式会社) への事前相談と届出手続きが必要になります。

コンセプト・全体目標等の達成

タウンデザイン・ガイドライン

タウンデザインのためのルールは、次の3種で構成されています。

地区計画

都市計画法及び建 築基準法に基づく ルール

藤沢市への 届出による運用

景観形成地区

景観法及び藤沢 市都市景観条例 に基づくルール

藤沢市への 届出による運用

タウンルール

①地区計画・景観形成地区では対応できない事項を補完 ②時代の変化、社会・地域住民のニーズへの対応(適宜更新)

③地域が真に良好に思える景観まちづくりの実現

タウンルールの保有

Fujisawa SST自治会『Fujisawa SSTコミッティ』

タウンルール の運営委託先

〈目的〉

運営サポート

Fujisawa SSTマネジメント株式会社

位置図・ 対象区域





●お問合せ先等

2015年4月発行

発行者 Fujisawa SST 自治会 『Fujisawa SSTコミッティ』

運営委託先 Fujisawa SST マネジメント株式会社

お問い合わせ先 Fujisawa SST マネジメント株式会社TEL: 0466-34-8542 FAX: 0466-34-8543

E Mail: office@fujisawasst.com 営業時間: 平日9: 00~18:00

● 届出手続き

建築物、工作物の新築、改築、増築等にあたっては、Fujisawa SST自治会『Fujisawa SSTコミッティ』(運営委託先 Fujisawa SSTマネジメント株式会社)に事前相談して、次の届出手続きを行ってください。

- ○タウンルールの届出対象行為
 - ①建築物・工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕・模様替、色彩の変更、 建築物の用途の変更
 - ②広告物の設置、変更(藤沢市屋外広告物条例に基づく許可が必要なものに限る)

